

## 4 復旧活動に必要な施策に向けた補助等

平成23年4月28日、平成23年度第1次補正予算案が国会に提出され、同年5月2日成立した。同予算は、東日本大震災による未曾有の災害に際し、震災等で大きな被害を受けた情報通信基盤の復旧など、

当面の復旧活動に必要な施策について予算措置を講じるものである。情報通信関係は図表1-14のとおりである。

図表 1-14 平成23年度第1次補正予算（情報通信関係）

(1) 情報通信基盤災害復旧事業費補助金	被災地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTTH等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧のための補助
(2) 被災地域における重要通信の確保	被災地域において、迅速かつ安定的に情報のやりとりを可能とする小型固定無線システム、可搬型衛星通信システム(VSAT)を活用した情報通信環境の構築等
(3) 災害対策用移動電源車の配備	災害時に長時間の停電が発生した際に、電気通信事業者等の重要情報通信設備の電源を確保するため、各総合通信局に移動電源車を配備
(4) 鹿島宇宙技術センター(NICT)の復旧	地震により被害を受けた独立行政法人情報通信研究機構の鹿島宇宙技術センターの建物等の復旧

## 第2節 放送の状況

災害時においては、輻そうのない放送の特性を活かした迅速な災害情報の提供が可能な放送メディアは、情報提供手法として有効であることはこれまで指摘されてきているところである。今回の震災に当たっては、放送インフラ自体も多大な影響を受けたが、そのような中でも、地元放送局等は地域住民が必要とする

情報の提供等に努めたところである。

また、総務省では、平成23年4月1日、NHK及び日本民間放送連盟に対し、安否情報や生活関連情報の提供等、災害に係る正確かつきめ細かな情報を国民に迅速に提供していただくよう、文書により要請を行ったところである。

### 1 地上テレビ放送

#### ●通常の番組編成を変更し災害関連情報等を放送

地上テレビ放送については、親局への影響はなかったものの、東北、関東の被災各地における電力の途絶等により、中継局については東北6県を含む全11県で最大時120か所(うち、損壊2か所、停電118か所)の停波が確認された。

このような中、NHK、地元放送事業者等は通常の番組編成を変更し、災害関連情報等の放送を行った。例えば、NHKでは、緊急地震速報につづき、総合テレビをはじめ、教育テレビ、ラジオ第1など全8波で、地震発生の2分後から地震報道を開始し、総合テレビでは地震発生から3月22日までの12日間に震災関連ニュース・番組を約254時間放送した<sup>1</sup>。

また、NHKでは、避難者の方々がテレビやラジオで放送している災害情報等を視聴可能となるよう、メーカー等の協力を得て避難所へのテレビやアンテナの設置を進めた<sup>2</sup>。

これらの放送は、ワンセグによっても放送された。多くが携帯電話等の可搬型端末に搭載されるワンセグ

は、携帯が容易、かつ、受信端末のみでの放送の視聴が可能であることから、重要な情報伝達手段の一つとなった。

なお、NHKでは、今回の震災に伴い、災害救助法の適用区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上程度の建物被害を受けた契約者、又は避難勧告等を1か月以上受けた契約者に対する放送受信料の免除を実施した。

#### ●被災地での「地デジ難視対策衛星放送」の一時利用の実施

総務省及び社団法人デジタル放送推進協会は、東日本大震災の被災地において地上テレビ放送が視聴できない場合に、「地デジ難視対策衛星放送」を一時的に利用可能とする措置を講じた。

具体的には、岩手県、宮城県及び福島県の3県並びにその周辺の被災地の方々に、今回の震災により地上テレビ放送が視聴できなくなった世帯を対象として、居住地等で視聴できる放送と同系列の東京地区の

<sup>1</sup> 参考：平成23年3月23日 NHK放送総局長記者会見：<http://www.nhk.or.jp/pr/keiei/toptalk/soukyoku/s1103.html>

<sup>2</sup> 参考：平成23年3月15日 NHK広報局資料：<http://www.nhk.or.jp/pr/keiei/otherpress/110315-002.html>

地上デジタル放送の番組を、約半年間、無料で視聴で

きるようにするものである。

## 2 ラジオ放送

### ●ラジオ放送が重要な情報伝達手段の一つに

携帯電話等電話回線の途絶により情報伝達手段が限られている上に、広範囲な停電が発生し、テレビの視聴が困難なエリアも広がる中、電池式ラジオ等簡便な方法で情報にアクセスすることが可能であるラジオ放送が重要な情報伝達手段の一つとして活用された。

総務省でも、地震発生当日の3月11日、NHK、日本民間放送連盟及び東北のラジオ各社それぞれに対し、「被災地ではラジオによる情報伝達が重要なので、地域住民が必要とする情報をしっかり伝えるよう、災

害情報の伝達に最大限の努力を払っていただきたい。」旨、口頭要請を行ったところである。また、総務省では携帯用ラジオ1万台を確保し、被災地自治体からの要請に応じて順次配布を行った。

情報入手の手段が限られる被災者に対して、震災に関する情報を、ラジオにより毎日定時に、官房長官などが直接伝えるとともに、震災に関する政府の施策をわかりやすく説明することで、国民全般に理解と協力を求めるため、「震災情報 官邸発」を放送している。

## 3 ケーブルテレビ

### ●ケーブルテレビも甚大な被害

ケーブルテレビについては、3施設が損壊・津波流出などによる被害を受けた。地域に密着した情報提供が可能なケーブルテレビの特性を活かし、一部のケーブルテレビ事業者は、自主放送番組(コミュニティチャ

ネル)において、地域の対策本部情報等について放送を行うなど、震災関連の情報提供を行った。また、避難所等へのケーブルテレビの無償設置、被災地域の加入者への特別料金の適用等の措置を行っている事業者もある。

## 4 コミュニティ放送及び臨時災害放送

### ●被災者向けにきめ細やかな災害関連情報を放送

コミュニティ放送は、生活情報、行政情報、災害情報及び福祉医療情報等、地域に密着した情報を日常的に提供するFM放送として地域住民に親しまれているところであるが、いったん災害が発生した場合には、被災者向けのきめ細やかな災害関連情報の伝達に大きな役割が期待されている。

総務省では、平成23年3月14日、東北におけるコミュニティ放送事業者(27社)に対して、被災者の生活支援や復旧のための放送の実施に努めていただくよう、口頭要請を行った。

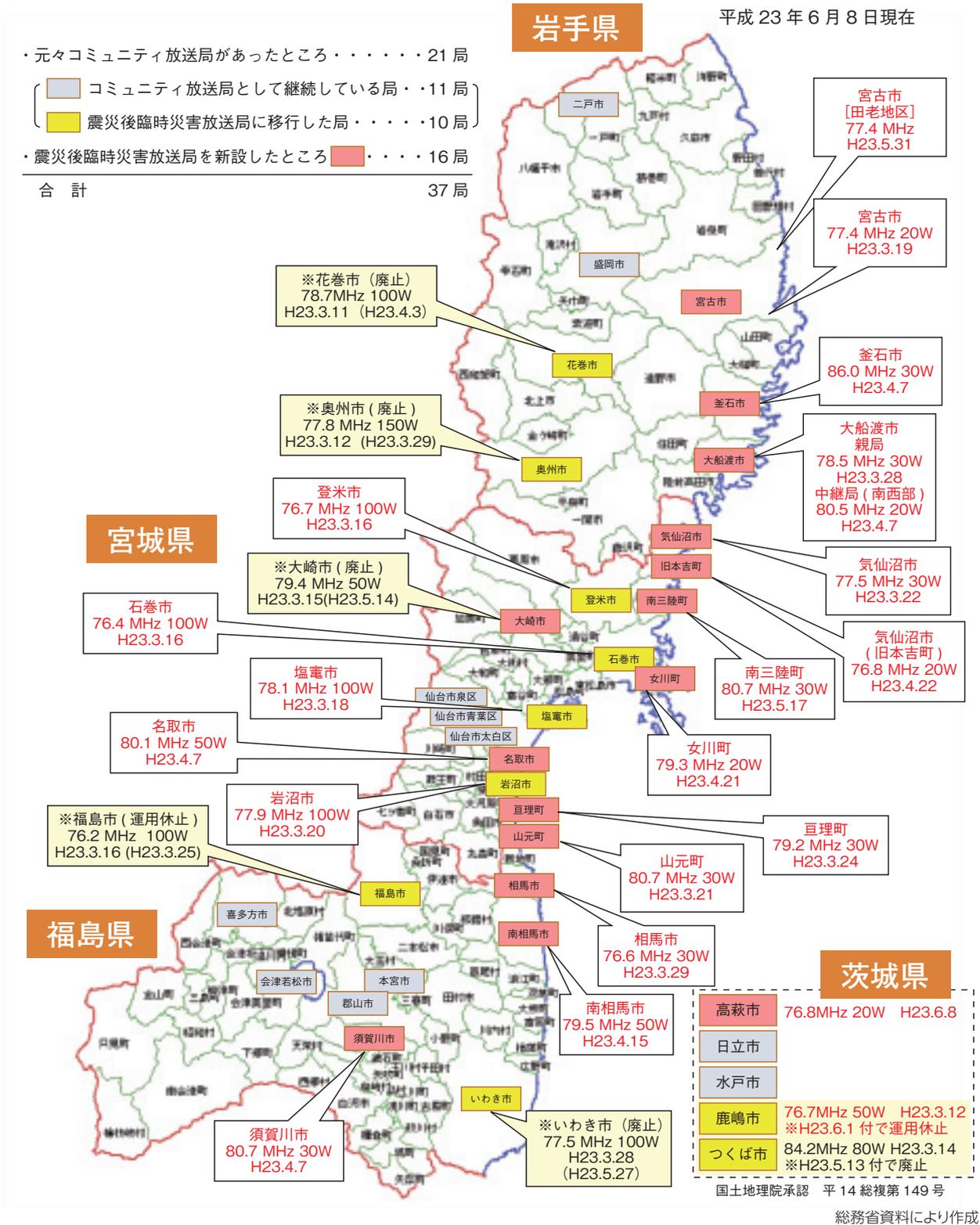
また、同年6月8日現在までに、東北・北関東24

市町から震災に係る災害情報を市民に提供するための臨時災害放送局<sup>3</sup>(FM放送)の開設について、東北・関東総合通信局において後日書類を提出してもらうこととし、臨機の措置として、直ちに許可した(図表2-1)。

これら臨時災害放送局では、地震発生当初は、被災地の避難所で得た避難者名簿、安否情報の提供、ライフライン(電気、ガス、水道、電話)情報、支援物資の配布情報等を中心に、その後は、炊き出し、給水、入浴施設等の救援情報、道路、店舗等の再開情報、仮設住宅や義援金の手続などの行政機関からの情報等がきめ細やかに提供されているところである。

<sup>3</sup> 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、臨時かつ一時的に開設される放送局

図表 2-1 岩手・宮城・福島・茨城各県におけるコミュニティ放送局、臨時災害放送局の開設状況等



東日本大震災における情報通信の状況